

教育実習 Q&A

【 受講資格等 】

- Q1：教育実習は、何年次から履修可能ですか (P.2)
- Q2：大学(短期大学)を卒業していて中学校、高校の免許状を所有していますが、小学校(幼稚園)を希望する場合は再度、教育実習は必要ですか (P.2)
- Q3：現場での実務経験がありますが、教育実習を行わなくてはなりませんか (P.2)
- Q4：教育実習を予定していましたが、実習要件を充足することができませんでした。どうすれば良いですか (P.2)

【 実習依頼について 】

- Q5：教育実習先はどのようにして決めれば良いですか (P.2)
- Q6：教育実習はいつごろ行えば良いですか (P.3)
- Q7：勤務先での実習は可能ですか (P.3)
- Q8：親族が勤務・在籍している学校(園)での実習は出来ないとのことですが、どの程度の親族が該当しますか (P.3)
- Q9：20日間(10日間)の実習を依頼しましたが、実習先から19日間(9日間)しか受け入れられないと言われました (P.3)
- Q10：実習予定時期に仕事が入ってしまいました (P.3)
- Q11：運動会や学習発表会などで休日出勤した場合、20日間(10日間)の実習日数に含めても良いですか (P.3)
- Q12：実習予定期間内に祝日があり実習が休みの場合、実習日数にカウントされますか (P.3)
- Q13：東京都公立校での実習を希望しますが、どのような手続きが必要ですか (P.4)

【 教育実習指導(事前・事後)について 】

- Q14：先の予定が分からず、教育実習希望申請書に「教育実習指導(事前)③」の受講希望日を記入できません (P.4)
- Q15：教育実習指導(事前)②の動画の確認テストに全て合格しましたが、予定していた教育実習指導(事前)③に出席できません。次に事前③を受ける際は、再度、事前②の確認テストに合格しなければなりませんか (P.4)
- Q16：教育実習指導(事後)の申し込みはどうすればよいですか (P.4)
- Q17：教職実践演習と教育実習指導(事後)の同時履修は可能ですか (P.4)
- Q18：事後指導の3週間前までに「教育実習日誌」「教育実習終了報告書」を提出できません (P.4)

【 手続きについて 】

- Q19：どの書類をいつまでに提出すれば良いかわかりません (P.5)
- Q20：書類の提出が期限までに間に合いません (P.5)
- Q21：内諾依頼書類はいつごろ配布されますか (P.5)
- Q22：麻疹の抗体検査結果が、陰性(擬陽性)または抗体価が低いという結果でした (P.5)
- Q23：大学から教育実習先に、評価票や出勤表などの正式依頼書類が郵送されるのはいつごろになりますか (P.5)

【 教育実習期間中について 】

- Q24：教育実習先に自動車通勤したいです (P.5)
- Q25：教育実習では、最低限何を行えば良いですか (P.6)
- Q26：遠足に参加しても良いですか (P.6)
- Q27：風邪をひいてしまい、実習に行けません (P.6)

【 介護等体験について 】

- Q28：介護等に関する施設の勤務経験がある場合、体験免除になりますか (P.7)
- Q29：介護等体験事前指導はいつまでに受講すればいいですか (P.7)

【 受講資格等 】

Q1：教育実習は、何年次から履修可能ですか

A1：4年次からです。しかしながら、本学で教育実習を行うためには、実習予定の前学期までに実習要件科目の単位も不足無く修得する必要があります。

Q2：大学(短期大学)を卒業していて中学校、高校の免許状を所有していますが、小学校(幼稚園)を希望する場合は再度、教育実習は必要ですか

A2：必要ですが、幼稚園・小学校の免許状を取得するにあたり、すでに所有している教員免許状に係わる教育実習の単位の一部を流用することができます。その場合、10日間での教育実習を受け入れていただける学校(園)をご自身で確保する必要があります。また実際に単位を流用する場合は、必ず都道府県教育委員会の指導を受けて下さい。

Q3：現場での実務経験がありますが、教育実習を行わなくてはなりませんか

A3：教育実習が軽減されるまたは、実施しなくても良い場合があります。配布資料「教育実習単位(期間)の軽減について」のご自身が該当する箇所を確認し、必ず都道府県教育委員会の指導を受けて下さい。またその結果、軽減等が可能であるとの回答を得た場合は、必ず担当 CA または実習係に報告してください。

Q4：教育実習を予定していましたが、実習要件を充足することができませんでした。どうすれば良いですか

A4：実習要件を充足しない限り、教育実習を行うことはできません。速やかに大学の教育実習係に連絡し、指示を仰いで下さい。また実習の前学期までに必ず要件が満たせるよう、配布資料「実習要件科目チェック表」等を利用して下さい。

【 実習依頼について 】

Q5：教育実習先はどのようにして決めれば良いですか

A5：ご近所の学校(園)など、希望する実習先にご自身で電話がけをした上で、直接訪問をし、依頼をします。また東京都公立校(園)など、自治体によっては大学を通じた依頼が必要な場合もありますので、別紙「手続きに注意が必要な自治体での教育実習」をご確認ください。

Q6：教育実習はいつごろ行えば良いですか

A6：5月～7月、10月～12月ごろが一般的です。基本的には実習先が決めた期間で実施しますが、希望を聞かれた場合はご自身の都合でご依頼下さい。また実習は、幼稚園や小学校の学期中に行ってください（夏期・冬期休業中などでの実習は認められません）。

Q7：勤務先での実習は可能ですか

A7：できません。ほかにも教育実習先として認めていない学校や幼稚園がありますので、配布資料「教育実習について（P.3）」を必ずご確認ください。

Q8：親族が勤務・在籍している学校（園）での実習は出来ないとのことですが、どの程度の親族が該当しますか

A8：6親等以内です。

Q9：20日間（10日間）の実習を依頼しましたが、実習先から19日間（9日間）しか受け入れられないと言われました

A9：20日間(10日間)の教育実習を行えない場合、教育実習の単位を修得できません。必ず20日間(10日間)の日数が満たせるよう、依頼して下さい。

Q10：実習予定時期に仕事が入ってしまいました

A10：教育実習を最優先として下さい。自己都合による日程変更や実習のキャンセルはできません。もしキャンセルした場合は「実習辞退」の扱いとなり、その後、本学では教育実習を行うことが出来なくなります。

Q11：運動会や学習発表会などで休日出勤した場合、20日間（10日間）の実習日数に含めても良いですか

A11：実習先のご判断に従って下さい。

Q12：実習予定期間内に祝日があり実習が休みの場合、実習日数にカウントされますか

A12：カウントされません。祝日を挟む場合は、実習先に休日数分の期間延長を依頼し、必ず出勤日数が20日間ないし10日間となるようにして下さい。

Q13：東京都公立校での実習を希望しますが、どのような手続きが必要ですか

A13：「東京都公立校(園) 実習希望申請書」に東京都公立校を希望する旨を記入し、大学に提出して下さい。大学より、東京都教育委員会に申請を行います。いくつかの注意点がありますので、配布資料「教育実習について(P.10)」をご確認の上、希望して下さい。

【 教育実習指導(事前・事後)について 】

Q14：先の予定が分からず、教育実習希望申請書に「教育実習指導（事前）③」の受講希望日を記入できません

A14：現時点での希望で結構ですので、必ずご記入下さい。変更する場合は、早めに教育実習係までご連絡下さい。報告が遅くなりますと、変更を受け付けられない場合があります。

Q15：教育実習指導(事前)②の動画の確認テストに全て合格しましたが、予定していた教育実習指導(事前)③に出席できません。次に事前③を受ける際は、再度、事前②の確認テストに合格しなければなりませんか

A15：その通りです。事前②と事前③は 1 セットの授業ですので、必ず同一学期で受講しなければなりません。

Q16：教育実習指導(事後)の申し込みはどうすればよいですか

A16：教育実習終了後 2 週間以内にご提出いただく、「教育実習終了報告書」にて受講を受け付けます。

Q17：教職実践演習と教育実習指導（事後）の同時履修は可能ですか

A17：可能です。両科目は日程が重なっていますが、時間割は重なりません。ただし夏期スクーリングでは 3 科目の履修が可能ですが、教職実践演習と教育実習指導（事後）を履修する場合、もう 1 科目を履修することが出来ませんので、お気をつけください。

さらに、教育実習指導（事後）は実習終了後に書面で履修申請をしますが、教職実践演習は所定の時期に CoLS からご自身で履修登録をしていただく必要があります。

Q18：事後指導の 3 週間前までに「教育実習日誌」「教育実習終了報告書」を提出できません

A18：3 週間前までに 2 点をご提出いただけない場合、その学期に開講される事後指導を受講することが出来ません。次学期以降の日程で受講して下さい。

【 手続きについて 】

Q19： どの書類をいつまでに提出すれば良いかわかりません

A19：配布資料「教育実習について(P.5～6)」をご確認下さい。

Q20： 書類の提出が期限までに間に合いません

A20：提出物の遅延は実習先にご迷惑をお掛けしますので、期限厳守をお願いします。どうしても遅れそうな場合は、必ず大学にご連絡下さい。提出物の遅延・未提出があった場合、大学の判断で実習中止とすることもありますのでご注意下さい。

Q21： 内諾依頼書類はいつごろ配布されますか

A21：基本的には打診結果の報告書提出後、「教育実習指導(事前)③」受講時にお渡しします。事前③までに打診結果の報告書の提出が間に合わない場合は、提出があった後、随時発行（自宅に郵送）します。また発行を急ぐ場合は、大学にご相談下さい。

Q22： 麻疹の抗体検査結果が、陰性（擬陽性）または抗体価が低いという結果でした

A22：直ちにワクチン接種をし、ワクチン接種の証明書をご提出下さい。

Q23： 大学から教育実習先に、評価票や出勤表などの正式依頼書類が郵送されるのはいつごろになりますか

A23：教育実習の1ヶ月前にお送りしますので、その旨、実習先にお伝えください。

【 教育実習期間中について 】

Q24： 教育実習先に自動車通勤したいです

A24：教育実習中の車での通勤は原則禁止です。但し、立地条件でどうしても車通勤が必要であり、実習先から許可を得られた場合は、必要書類を提出した上で利用が可能です。詳細は、配布資料「教育実習について(P.7)」をご確認の上、手続きを行ってください。

Q25：教育実習では、最低限何を行えば良いですか

A25：以下を実施してください。

< 小学校実習の場合 >

最低限実施しなければならないこと

- 研究授業を1時間実施すること。
(研究授業の学習指導案は細案とし、実習日誌に綴じて大学に提出する)

可能であれば実施すべきこと

(以下はあくまでも本学の目安ですので、基本的には実習先のご指示に従ってください)

- 研究授業を含め、8時間以上の授業を担当すること。
 - 国語、算数、理科、社会(低学年の場合は生活)は、各1時間以上担当すること。
 - 音楽、図画工作、体育、家庭、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、外国語活動のうち、少なくとも1時間を担当すること。
 - 1日を単位とする全日指導にあたること。
- ※10日間実習の学生は、この半分を目安としてください。

< 幼稚園実習の場合 >

最低限実施しなければならないこと

- 部分実習、責任実習を各1回ずつ実施すること
(その他、実習内容については実習園の指示に従ってください。)

Q26：遠足に参加しても良いですか

A26：構いません。本学で教育実習を行う方は全員、保険に加入しております。対人・対物共に何らかの事故が起こった場合は、速やかに大学に連絡を入れ、その後の対応について指示を仰いで下さい。

Q27：風邪をひいてしまい、実習に行けません

A27：直ちに実習先と大学に連絡をして下さい。実習を休む場合、規定の20日間(10日間)を満たさませんので、実習先に日程の延長を依頼して下さい。なお、無断欠勤は厳禁です。

【 介護等体験について 】

Q28：介護等に関する施設での勤務経験がある場合、体験は免除になりますか

A28：なりません。免除となるのは配布資料「介護等の体験について(P.1)」に記載されている法律で定められた免許、資格の保有者のみです。ヘルパー資格なども免除の対象にはなりません。

Q29：介護等体験事前指導はいつまでに受講すればいいですか

A29：介護等体験の事前指導はメディア授業です。体験を希望する前年度までに動画を視聴し、確認テストに合格して下さい。視聴期間につきましては追って CoLS よりお知らせします。

東京未来大学 通信教育部 教育実習係
〒120-0023 東京都足立区千住曙町 34-12

TEL 03-5813-2553 FAX 03-5813-2531 MAIL tsushin-jissyu@tokyomirai.jp